令和５年度　西多摩福祉事務所被保護者健康管理支援事業実施要綱

１　目的

　本要綱は、生活保護法（昭和25年5月4日法律第144号）に基づく生活保護を受けている者及び、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）に基づく支援給付を受けている者（以下「被保護者等」という。）に対して、健康状態に応じた支援を行い、被保護者等の健康や生活の質を向上させることを目的とする。

２　事業内容

（１）健康診査等に関わる受診勧奨

管内町村が実施する健康増進法に基づく被保護者の健康診査等について、健診対象者への受診勧奨を行う。また、健診の結果、要医療となった者に医療機関への受診勧奨を行う。

（２）保健指導・生活支援

以下に掲げる者に、生活改善のための助言指導を行う。

ア　稼働年齢層で未就労の者

イ　引きこもりに近い状態の者

ウ　福祉サービスの利用につなげる必要がある者

エ　精神疾患を抱える者

オ　重複受診者及び頻回受診者

３　事業目標

（１）健康診査等に関わる受診勧奨

　　　健康診査の受診率は４３％以上になることを目標とする。健康診査の受診率を上げることで、被保護者等の健康状態を正確に把握し、生活習慣病の重症化予防並びに生活習慣病予備軍の生活習慣病への移行防止を図ることを中長期の目標とする。

（２）保健指導・生活支援

２０名の支援対象者に年６回程度生活習慣改善を中心とした保健指導を行うことで、被保護者等のＱＯＬを高める。

４　評価指標

毎年度の事業終了後は、次の評価項目及び評価指標に基づき事業評価を実施する。

なお、事業評価後は、被保護者健康管理支援事業の手引き（令和２年８月改訂版）２－（２）－⑤に基づき、様式１（事業報告（事業全体））及び様式２（事業報告（個別事業））を作成し、厚生労働省へ報告をする。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 評価項目 | 評価指標 | 備考 |
| ・事業実施体制(S) | ・委託内容、予算規模 | (S)：ストラクチャー評価 |
| ・事業目標設定(P) | ・目標設定は適切であったか | (P)：プロセス評価 |
| ・健診受診状況(Op)  ・支援実施状況(Op) | ・健診受診率  ・個別支援実施率 | (Op)：アウトプット評価 |
| ・生活状態改善(Oc) | ・支援の振り返り等で「改善」されたとなった者の割合 | (Oc)：アウトカム評価 |

５　事業委託

　福祉事務所長は、本事業を適切、公正、中立かつ効率的に実施することができる法人に事業委託することができる。

６　適用

本要綱は、令和５年４月１日から施行する。